

若杉敬明監修「コーポレートガバナンス・マニュアル - 21世紀、日本企業の条件 第2版 - 」

中央経済社 2008年1月20日刊を読む

コーポレートガバナンス・マニュアル - 21世紀、日本企業の条件 -

1. 2003年7月のICGNアムステルダム大会では、「もはやコーポレートガバナンスが何かと問う時代は終わった。今やいかにコーポレートガバナンスを実践するかだ」と高らかに宣言された。わが国でも2003年4月施行の商法改正により委員会等設置会社(2006年5月施行の会社法においては委員会設置会社)が導入され、企業が「ガバナンスとマネジメントの分離」という世界の潮流を反映した企業統治機構 - ガバナンス・システム - を構築することが可能になった。
2. 経済上、株式会社の実質的な所有者として株主は所有に基づくガバナンス - 支配権 - を有している。これに対応して法律上、株主は、企業経営を委ねる取締役を株主総会で自ら選任する権利を有しており、取締役を通して企業を支配する。現代の資本市場では、長期的な観点から、企業成長を通して株式価値の増大を期待する、企業年金などの機関投資家が、株主総会で発言する株主として影響力を強めている。
3. その結果、現代企業の経営者の役割は、企業業績を向上させ株主価値を創造することであるとの認識が徐々に定着しつつある。ただし、企業にはさまざまなステークホルダーが関わっている。すべてのステークホルダーに対して、経済的に公平性を確保しかつ法律やその他のルールを守るという意味で公正性を確保することが大前提である。これを担保するのが、資本主義経済の大原則である自由経済とそれに基づく競争原理である。
4. 企業がすべてのステークホルダーと公平・公正な経済的な取引を行うならば、市場原理により企業の株式利益追求は、株主価値のみならず労働への分配である賃金をも含んだ付加価値を最大化する。ひいては企業全体が生み出す付加価値の総額である国内総生産 GDP を最大化し、一国の経済を豊かにする。
5. 豊かな経済を実現するためには、企業が公平・公正に利益を追求することが不可欠であり、それはまた企業の社会的責任ということもできる。企業が利益を追求する体制を整えているか否かは、もっぱら、株主がいかなる取締役を選任し、取締役会のガバナンスのもとでいかなる経営体制を構築するかに依存する。これが、取締役会を通じた株主のガバナンスである。良い取締役会を構成し、利益追求に向けて取締役会を機能させることはまさに株主の責任である。

6 . そのために、取締役とは別に執行役員を選任し、執行役員に経営執行(マネジメント)を委ね、取締役会は執行役員から公平公正な利益追求に方向付ける経営監督(ガバナンス)に専念するというのが、1990 年前後頃からアメリカで始まった「ガバナンスとマネジメントの分離」である。ほとんどの取締役が執行役員を兼ね、ガバナンスとマネジメントの分離が行われていなかった従来の取締役会体制とはまったく異なるものである。同様の認識に基づきわが国で取り入れられたのが、上述の委員会設置会社である。

7 . コーポレートガバナンス改革の目的は、経営者から良質の経営行動を引き出し、企業が株主にとって好ましい業績を確保することである。そのためには、取締役会を通して、経営者に明確かつ具体的な業績目標を与え、それを経営者にきちんと実現してもらわなければならない。まさに、経営者の業績責任を明確にすることがガバナンス改革の本質である。しばしば「ガバナンス改革を行っても企業業績は良くなるわけではない」という声を聞く。これはコーポレートガバナンスに対する誤解以外の何ものでもない。業績が改善されないようなガバナンス改革は、正しいガバナンス改革ではないのである。

P3 ~ 4

[コメント]

ガバナンスの強化こそ企業存続、日本存続の条件。その通り。

- 2009 年 12 月 18 日 林明夫記 -